



平成30年10月1日

株式会社 中国銀行

### 本部組織改定について

当行では、平成30年10月1日付で本部組織を改定し「マネー・ローンダリング対策センター」を新設しましたので、お知らせいたします（別紙1参照）。

また従来から公表している「マネー・ローンダリング等防止方針」を改定し、「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策方針」として策定しましたので、お知らせいたします（別紙2参照）。

#### 1. センター設立日

平成30年10月1日（月）

#### 2. センター設置場所

コンプライアンス部内

#### 3. センター設立趣旨

国際的な犯罪・テロへの脅威が増すなか、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策（以下、「マネロン・テロ資金供与対策」といいます）の強化に向けた国際社会の要請は高まる一方となっています。

こうした状況下において、当行はマネロン・テロ資金供与対策の態勢高度化を図るための専担部署として「マネー・ローンダリング対策センター」を新設します。

当センターを当行におけるマネロン・テロ資金供与対策の統括部門と位置付け、関係部署および営業店と連携し、より機動的かつ実効的な対応を実施していきます。

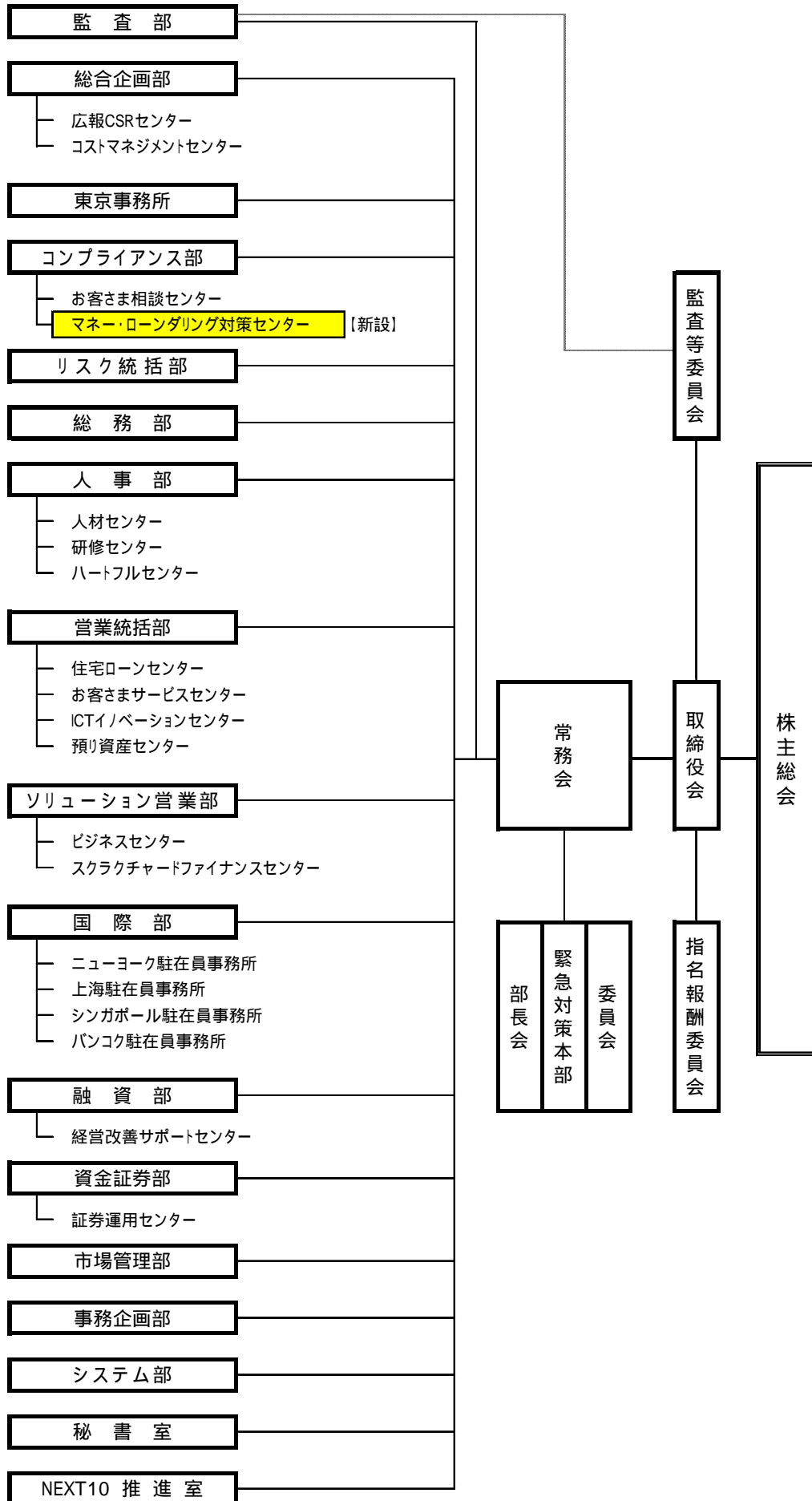
#### 4. 方針の改定

・「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策方針」は、今般の組織改正を反映したものとなっています。

・従来の方針は法令等への対応が中心でしたが、リスクベース・アプローチの考え方に則った管理態勢を当行が主体的かつ積極的に維持・構築していく内容に改定しています。

以 上

本部組織図（改正後）



## マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策方針

株式会社中国銀行

株式会社中国銀行（以下「当行」といいます。）は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与（以下「マネロン・テロ資金供与」といいます。）への対策が国内のみならず国際的にも要請されている重要な課題であることを認識し、時々変化する国際情勢および直面するリスク等に対して機動的かつ実効的な対応を実施していくための管理態勢を主体的に構築し、業務を遂行する基本方針として次のとおり本方針を定めます。

### 1. 運営方針

当行は、国際情勢等の変化に対し機動的かつ実効的な対応を実施するため、自らのマネロン・テロ資金供与リスクを適時適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じる「リスクベース・アプローチ」の考え方に則った管理態勢を積極的に維持・構築します。

### 2. 組織態勢・責任者

当行は、マネロン・テロ資金供与対策を経営の最重要課題の一つと位置付け、行内の役割および責任を明確にします。コンプライアンス部担当役員をマネロン・テロ資金供与対策に関する統括管理責任者とし、コンプライアンス部内に設置する専担部署をマネロン・テロ資金対策の徹底を図るための統括部門とします。

### 3. マネロン・テロ資金供与対策に関する法令上の措置

当行は、取引時確認、取引記録の保存、資産凍結等の措置に係る確認、疑わしい取引の届出等のマネロン・テロ資金供与対策に関する法令上の措置について、適時適切に対応できる行内態勢を整備します。

### 4. お客さま情報整備および対応方針

当行は、お客さまとの取引に際して、当該お客さまにかかる基本的な情報を適切に調査し、お客さまの属性に即した措置を実施する行内態勢を整備します。さらにお客さまとの取引記録を定期的に調査・分析することにより、講ずべきリスク低減措置を判断・実施します。

## 5. 取引モニタリング・フィルタリング

当行は、営業店等からの報告、またはシステムによる異常取引や制裁対象取引の検知等を通じて取引状況を調査・分析することにより、講ずべきリスク低減措置を判断・実施します。

## 6. コルレス先の管理

当行は、コルレス先について十分な情報収集に努め、その評価を適切に行い、リスクに応じた適切な措置を実施します。また、営業実態のない架空銀行（シェルバンク）との関係は遮断します。

## 7. 役職員の育成

当行は、全役職員向けの研修等を継続的に実施し、マネロン・テロ資金供与対策に関する理解を深めるとともに役職員の意識向上を図り、役割に応じた専門性・適合性等を有する職員の確保・育成に努めます。

## 8. 遵守状況の検証

当行は、マネロン・テロ資金供与対策に関する遵守状況を点検し、その点検結果を踏まえて継続的にマネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の改善に努めます。